

○ “社会を明るくする運動”について

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、毎年7月を強調月間として実施される全国的な運動。法務省主唱で、今年で74回目。知事は、長崎県推進委員会の委員長。

○ 『黄色い羽根』について

平成20年に長崎地区保護司会が、“社会を明るくする運動”の広報・啓発の一つとして『黄色い羽根』を初めて使用し、着用を呼びかけ、これを契機として他の都道府県にも草の根的な広がりを見せ、現在、全国の多くの都道府県で展開。

なお、「黄色」は、“社会を明るくする運動”のシンボルマークであるヒマワリをイメージしたもの。

○ 長崎県更生保護協会

更生保護施設、保護司会、民間協力施設等への活動助成、犯罪予防のための啓発活動等を実施している。理事14名、評議員24名、監事2名で構成。